

組合員の皆様へCO・OP共済に関する重要なお知らせ

～CO・OP共済の契約引受団体および取扱団体の変更になります～

トヨタ生活協同組合を通じてご加入いただいておりますCO・OP共済につきまして、契約引受団体および取扱団体の変更されますので、ご案内申し上げます。

契約引受団体および取扱団体は変更となりますが、これに伴って、現在ご加入のCO・OP共済の保障内容、共済掛金に変更になることはありません。また、ご契約者の皆様に特別な手続きをしていただく必要もありません。ご契約者の皆様との窓口も引き続きトヨタ生活協同組合です。

1 契約引受団体および取扱団体の変更について

	《現行》	《変更後》
時期	2009年3月20日まで	2009年3月21日より
契約引受団体 取扱団体	日本生活協同組合連合会 (日本生協連)	日本コープ共済生活協同組合 連合会 (コープ共済連)

2 対象となるCO・OP共済

- ① CO・OP共済《たすけあい》
- ② CO・OP共済《あいぷらす》

※CO・OP共済のご加入を検討中の皆様は上記のとおり、契約引受団体および取扱団体の変更となりますことをあらかじめご了承くださいませようをお願いいたします。

※既にご加入いただいている契約者の皆様には、2008年12月中旬に同様のご案内をハガキにてしております。

★★ 契約引受団体および取扱団体を変更する経緯について ★★

生協が事業を行う上での根拠法である消費生活協同組合法(生協法)が大幅改正され、2008年4月1日より施行されています。この改正後の生協法では、共済の契約者保護を一層強化する視点が盛り込まれ、共済事業と他の事業(商品供給など)との兼業が規制されました。

この趣旨を踏まえて、商品開発・供給などの事業も行っている日本生活協同組合連合会は、全国の生協とともに共済事業専門の団体「日本コープ共済生活協同組合連合会」を設立し、2009年3月21日に共済事業の譲渡、共済契約の包括移転をすることになります。

Q&A

Q1 共済契約の包括移転とは？

A1 共済の全契約を一括して移転する場合に認められる方法で、契約者の皆様にとっても個別の手続きがいらぬ、共済契約を維持しつつ同等の条件で移転できる(契約者全体の利益に適う)等のメリットがあります。共済・保険の契約移転では一般的に行われている方法です。

Q2 変更後の契約引受団体、取扱団体が記載された共済証書は発行されるのか？

A2 2009年4月～5月末にかけて全契約者の皆様のお手元に郵送いたします。

- 事前案内通知に関するニューストピックス

http://jccu.coop/kyosai/topics/ns_081201_01.shtml

- 日本生協連CO・OP共済ホームページ(トップページ)

<http://jccu.coop/kyosai>

お問合せ先

トヨタ生活協同組合 無店舗事業部
TEL 0120-540-270